

平成25年1月4日

各 位

株式会社日本トリム

代表取締役社長 森澤紳勝
(コード番号: 6788 東証第一部)
お問い合わせ先
経営企画部長 清水崇文
(TEL: 06-6456-4600)

ストックオプションとして発行する新株予約権の内容に関するお知らせ

当社は、平成25年1月4日開催の当社取締役会において、会社法第236条、238条および239条の規定並びに当社第30回定時株主総会における決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定事項は、当該新株予約権の割当日（平成25年1月31日を予定しています。）までに決定されます。

記

1. ストックオプションとして有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とする。

2. 新株予約権の名称

株式会社日本トリム第6回新株予約権

3. 新株予約権の総数

140個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は50株とする（ただし、第5項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

4. 新株予約権の割当を受ける者及び新株予約権の数

割当を受ける者	人数（名）	割当数合計（個）
当社従業員	8	140

5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 7,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、上記のほか、本取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

6. 新株予約権の払込み金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成25年1月31日

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

9. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月5日から平成30年1月4日まで。

10. 新株予約権の行使条件

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く）、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記第9項にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ 新株予約権の行使時において、当社の従業員であることを要する。
- ④ その他の権利の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

1 1 . 新株予約権の取得事由

新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

1 2 . 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

1 3 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【ご参考】

- 1 . 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成24年5月23日
- 2 . 定時株主総会の決議日 平成24年6月26日

以 上